

令和8年2月3日
生活文化政策部
人権・男女共同参画課

区施設への生理用品の設置と民間事業者との連携について

1 主旨

区は、「生理」に伴う女性の様々な負担を個人の問題ではなく、社会全体の課題として捉え、「生理」によるジェンダーギャップを少しでも解消し、「生理」に対する無理解や偏見をなくすとともに、共に支えあう社会の実現に向けて、令和8年4月より、広く区施設への生理用品設置を開始する。これにあたり、具体的な実施内容と民間事業者との連携について報告する。

2 設置の考え方

来庁者・施設利用者が、来庁・施設利用時に使用できるよう生理用品を設置する。まとまった数の生理用品が必要な場合は、各総合支所子ども家庭支援課、及び男女共同参画センターらぶらす窓口にてパック単位で配布する。

3 実施内容

(1)設置基準

- ①原則、1施設(複合施設の場合は、複合施設全体のうち1施設)につき、「女性用トイレ共用部分」(洗面所付近)及び「多機能トイレ等個室内」の2箇所に設置する。
- ②利用者のアクセスのしやすさを考慮し、可能な限り1階へ設置する。

(2)民間事業者との連携

ユニ・チャーム株式会社と協定を締結し、以下のとおり連携して事業を実施する。

- ① 段ボール製箱型ディスペンサーの無償提供
- ② ユニ・チャーム独自開発のディスペンサー専用ナプキンの一定価格での購入契約
※災害対策用備蓄品としても同製品を購入予定。
- ③ 職員向け生理研修の無償実施
※設置開始前に、生理に関する基礎知識の向上等を目的とした職員向け研修を実施する。

(3)設置物品

①ディスペンサー

ア)箱型ディスペンサー(民間事業者との連携による)

・紙おむつからのリサイクル資材を使用。

イ)電動式ディスペンサー(一部施設に設置)

※SHARP「サニタリープロダクトディスペンサー-todokuto」

- ・直接手を触れずに自動で1枚ずつ取り出しが可能。
- ・任意の時間設定により、取り出しの制限が可能。
- ・利用者数が多い本庁舎・分庁舎等一部の施設に設置。

ア)箱型



イ)電動式



②ポスター

生理用品設置の趣旨を伝えるポスターを掲示する。

③カード、カードケース

女性相談窓口を案内するカードを設置する。

(4)設置施設

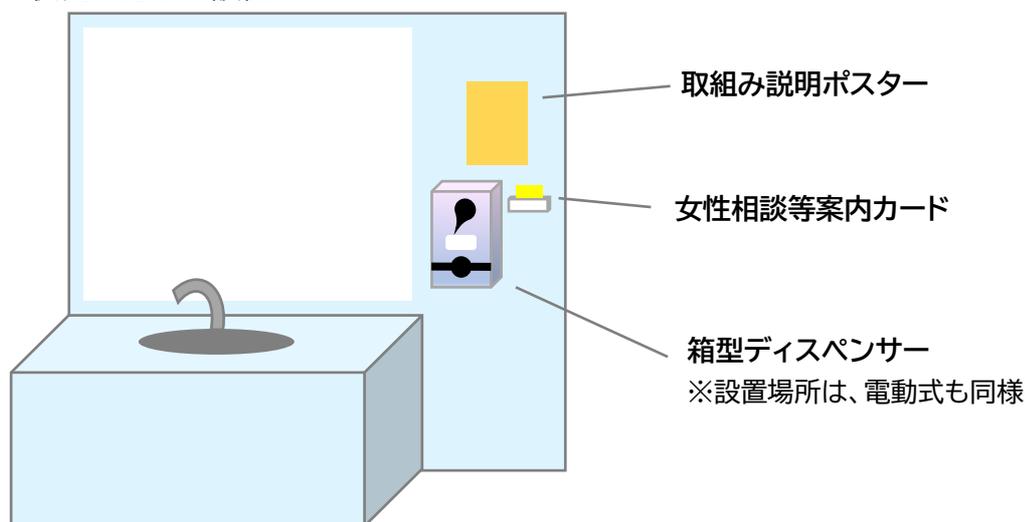
189 施設、2,684 箇所を設置予定(本庁舎、分庁舎、総合支所、出張所、まちづくりセンター、区民会館、区民センター、図書館、児童館等)。

また、令和8年4月より、全区立小学校・中学校において、対象となる学年の全個室トイレ、及び来賓・職員用トイレに生理用品の設置を拡充する。

なお、現在、一部施設において先行して生理用品の設置を開始している。

(5)設置の例

※各施設の状況に応じて設置



(6)生理用品の確保

令和8年度実施分については、3年に1回の入れ替えにより生じた災害備蓄物品の生理用品を活用するが、入れ替え品がない年度は、人権・男女共同参画課が一括契約(単価契約)により購入する。

4 経費

(1)初期費用(令和7年度購入、令和8年度実施分) 約 5,870 千円

電動式ディスペンサー、カード印刷、ポスター印刷、物品搬送委託、生理用品不足分等

(2)継続費用(令和9年度以降実施分)

① 災害備蓄物品の入れ替えがある年度 約 200 千円

② 災害備蓄物品の入れ替えがない年度 約 5,500 千円

5 その他

男性が相談につながりにくいという現状を踏まえ、男性に関するジェンダーギャップ解消の観点から、生理用品の設置に合わせ、男性トイレへ男女共同参画センターらぶらすの男性相談を案内するポスターを掲示する。

6 今後のスケジュール(予定)

令和8年3月 ユニ・チャーム株式会社との協定締結
「生理」に関する職員向け研修の実施
各施設へ必要物品の配送

4月 生理用品設置開始
区のお知らせ4月1日号掲載、区ホームページへの掲載、X の配信